平成20年5月21日付け付議第4号事件

準備書面(7)

平成20年6月24日

電波監理審議会主任審理官 殿

〒104-0061

東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階 ふじ合同法律事務所(送達場所)

電話番号 03-5568-1616

FAX 03-5568-1617

総務大臣代理人 弁護士 熊 谷 明



指定職員

総務省総合通信基盤局電波部長

田 中 栄



総務省総合通信基盤局電波部 電波環境課長

杉 浦

誠

電波環境課電波環境推進官

鈴木達



電波環境課電波監視官

大 泉 雅



本件につき、異議申立人らからの書証一式及び証拠説明書の提出をいまだ受けておらず、また、異議申立書記載事項以外の主張はいまだなされていないところであるが、審理が併合されている平成19年付議第1号ないし第4号、第22号、第23号及び平成20年付議第3号事件と同一の証拠が異議申立人らから提出されること及び異議申立人らから同一の主張がなされることを前提として、総務大臣は、以下のとおり答弁及び主張する。

総務大臣は、異議申立ての趣旨に対する答弁及び異議申立ての理由に対する認否について、平成19年5月16日付け付議第2号事件に係る平成19年10月12日付け準備書面(1)を援用する。

総務大臣は、右援用した平成 19 年 5 月 16 日付け付議第 2 号事件に係る平成 19 年 10 月 12 日付け準備書面(1) 23 ページにおいて「おって、詳述する。」とした本件 PLC に関する型式指定の適法性については、以下のとおり主張する。略称等は、特に断らない限り従前の例による。

第1 異議申立書別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」1 番の処分について

製造業者等の名称 エム・ティ・アイ株式会社

型式名

EDSP100

指定番号

第 AT-08001 号

1 標記機器については、エム・ティ・アイ株式会社より、平成19年12月21日、 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙 104号証)が提出された。

- 2 同申請書は、電波法施行規則第46条第1項第5号に規定する
 - (1) 型式名
 - (2) 接続図
 - (3) 外観(図面及び写真)
 - (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
 - ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあっては、搬送波が拡散される周波数の範囲)
 - イ 伝導妨害波の電流及び電圧
 - ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、同日付けで、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理したが、添付されていた試験成績書に記載されていた測定のうち、放射妨害波の電界強度の測定方法が平成18年総務省告示第520号によっていないと認めたため、再測定を指示したところ、平成20年1月7日、再測定結果が提出された。

- 3 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第46条の 2 第1項第5号に掲げる条件である
 - (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。
 - (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。
 - ア 通信状態における伝導妨害波の電流

				許 容 値
周	波	数	帯	(1マイクロアンペアを0デシベルとする。)
***************************************				準 尖 頭 値 平 均 値
150kHz以上500kHz未満			満	36デシベルから26デ 26デシベルから16デ
				シベルまで ※ シベルまで ※
500kHz	以上21	//Hz以	下	26デシベル 16デシベル
2MHz 8	₹超え1	5MHz=	た満	30デシベル 20デシベル
15MHz	以上30	MHz以	下	20デシベル 10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

						許	容	<u> </u>	値	
周	波	数	帯	(1マイ	クロ	ボル	トを05	デシベル	レとする	5。)
				準	尖	頭	値	平	均	値
150kHz以上500kHz未満			66デシ	ベバ	ンカンら	56デ	56デシ	ノベノレカ	ら46デ	
				シベル	まっ	7	*	シベル	/まで	*

500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電	【界強度
-----------	------

周	波	数	帯	許 容 値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルと する。)
30MHz	以上23	0MHz	以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以				37デシベル
下				

- (3)(2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。
- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。
- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添1のとおり、いずれも適合していると認めた。

- 4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成20年1月15日付け関通波環第11号により申請者に対して通知するとともに、平成20年3月17日、平成20年総務省告示第126号により告示を行った。
- 5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。
- 第2 異議申立書別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」2番の処分につい て

製造業者等の名称 株式会社プレミネット

型式名

PLAM2500J Rev.4

指定番号

第 ET-07012 号

- 1 標記機器については、株式会社プレミネットより、平成 19 年 10 月 19 日、近畿総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙 105 号証)が提出された。
- 2 同申請書は、電波法施行規則第46条第1項第5号に規定する
 - (1) 型式名
 - (2) 接続図
 - (3) 外観(図面及び写真)
 - (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
 - ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあっては、搬送波が拡散される周波数の範囲)
 - イ 伝導妨害波の電流及び電圧
 - ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、同日付けで、近畿総合通信局 電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

- 3 近畿総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第46条の2 第1項第5号に掲げる条件である
 - (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。
 - (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。
 - ア 通信状態における伝導妨害波の電流

				許	· 值	
周	波	数	帯	(1マイクロアンペアを	と0デシベルと	ニする。)
				準 尖 頭 値	平 均	値
150kHz以上500kHz未満			ト満	36デシベルから26デ	26デシベル	から16デ
				シベルまで ※	シベルまで	*
500kHz	以上2M	Hz以	下	26デシベル	16デシベル	•
2MHz 8	と超え15	MHz	未満	30デシベル	20デシベル	•
15MHz	以上301	/IHz以	下	20デシベル	10デシベル	•

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。 イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

					許	容	7	値	
周	波	数	帯	(1マイク	ロボル	ノトを0:	デシベノ	レとする	5。)
				準 尖	頭	値	平	均	値
150kHz	150kHz以上500kHz未満			66デンベ	ルから	556デ	56デシ	ベルか	ら46デ
				シベルま	で	*	シベル	まで	*

500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

周	波	数	帯	許 容 値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルと する。)
30MHz	:以上23	0MHz	以下	30デシベル
230MH 下	[zを超	₹1,0001	MHz以	37デシベル

- (3) (2) に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。
- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。
- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添2のとおりいずれも適合していると 認めた。

- 4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成19年12月21日付け近通環第587号により申請者に対して通知するとともに、平成20年3月17日、平成20年総務省告示第126号により告示を行った。
- 5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。
- 第3 異議申立書別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」3 番の処分について

製造業者等の名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社

型式名

BL-PA300

指定番号

第 HT-07005 号

1 標記機器については、パナソニックコミュニケーションズ株式会社より、平成19

年11月26日、九州総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙106号証)が提出された。

- 2 同申請書は、電波法施行規則第46条第1項第5号に規定する
 - (1) 型式名
 - (2) 接続図
 - (3) 外観(図面及び写真)
 - (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
 - ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあっては、搬送波が拡散される周波数の範囲)
 - イ 伝導妨害波の電流及び電圧
 - ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成 19 年 11 月 27 日付けで、 九州総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

- 3 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第46条の2 第1項第5号に掲げる条件である
 - (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。
 - (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。
 - ア 通信状態における伝導妨害波の電流

~== 1 /m V	C1001	>		100> 1011/10		
				許	容 値	
周	波	数	帯	(1マイクロアンペアを	と0デシベルと	する。)
				準 尖 頭 値	平均	値
150kHz	150kHz以上500kHz未満			36デシベルから26デ	26デシベルカ	ゅら16デ
				シベルまで ※	シベルまで	*
500kHz	:以上2N	MHz以	F	26デシベル	16デシベル	
2MHz 8	<u></u> と超え1	5MHz5	卡満	30デシベル	20デシベル	
15MHz	以上30	MHz以	下	20デシベル	10デシベル	

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

許容値周波数帯 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)						5。)				
				準	尖	頭	値	平	均	値
150kH:	150kHz以上500kHz未満			66デミ	ノベノ	レカン	556デ	56デシ	ベルか	ら46デ
				シベバ	レまっ	C	*	シベル	まで	<u> </u>
500kH:	z以上.51	MHz以	下	56デミ	ノベノ	レ		46デシ	ベル	

**************************************		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
I was some the day to make your tall many		
5MHzを超え30MHz以下	160ケンベル	150 ナックベル
	1007 2 75	1307 2 72
	<u> </u>	<u> </u>

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

				許 容 値
周	波	数	帯	(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルと
				する。)
30MH2	以上23	ار MHz	以下	30デシベル
230MH	[zを超	え1,000]	MHz以	37デシベル
下				

- (3) (2) に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。
- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。
- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添3のとおりいずれも適合していると 認めた。

- 4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成19年12月14日付け九通環第505号により申請者に対して通知するとともに、平成20年3月17日、平成20年総務省告示第126号により告示を行った。
- 5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

(別添1)(型式名:EDSP100)

(1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

4.48MHz から 28.05MHz までであり、規定の範囲内である。

(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表(別表略)に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	407 84kHz において準尖頭値	13.62dB μ A (14 07dB)
	407 84kHz において平均値	5 87dB μ A (11 82dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	620 54kHz において準尖頭値	5.39dB μ A (20.61dB)
	620.54kHz において平均値	0 48dB μ A (15 52dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	14 635MHz において準尖頭値	26 80dB μ A (3 20dB)
	14 635MHz において平均値	16.90dB μ A (3.10dB)
15MHz以上30MHz以下	16211MHz において準尖頭値	15 29dB μ A (4 71dB)
	18.328MHz において平均値	6.73dB µ A (3 27dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz以上 500kHz 未満	174.91kHz において準尖頭値	56 69dB μ V (8.03dB)
	326 85kHz において平均値	37 28dB μ V (12 25dB)
500kHz以上 5MHz以下	502 03kHz において準尖頭値	44 75dB μ V(11.25dB)
	614 00kHz において平均値	29.74dB μ V (16.26dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	8.533MHz において準尖頭値	37 10dB μ V (22 90dB)
	8 533MHz において平均値	34 54dB µ V(15.46dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。) 30MHz 以上 230MHz 以下 224.58MHz において垂直偏波 26 81dB μ V/m (3.19dB) 230MHz を超え 1000MHz 以下 899.8MHz において垂直偏波 32.48dB μ V/m (4.52dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

(3) (2) で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

測定条件として、「平成18年10月4日 総務省告示第520号の告示に則」っている旨が明記されている。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められている。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添2) (型式名: PLAM25001 Rev4)

(1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

4.1MHz から 19.85MHz までであり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表(別表略)に定める値以下であること。
 - (一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未满	167kHz において準尖頭値	-3 7dB μ A (38 8dB)
	167kHz において平均値	-10 5dB μ A (35 6dB)
500kHz以上 2MHz以下	1.6075MHz において準尖頭値	-7.9dB μ A (33.9dB)
	1.6075MHz において平均値	-18.2dB μ A (34.2dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	11 600MHz において準尖頭値	26 4dB μ A (3 6dB)
	11.600MHz において平均値	19.0dB μ A(1.0dB)
15MHz以上30MHz以下	15.150MHz において準尖頭値	10 5dB μ A (9.5dB)
	15 150MHz において平均値	2 4dB μ A (7.6dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	283.88kHz において準尖頭値	29.5dB μ V(31.2dB)
	283 88kHz において平均値	25.5dB μ V(25.2dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	1 990MHz において準尖頭値	31 0dB µ V(25 0dB)
	1990MHz において平均値	23.6dB μ V (22 4dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	8 005MHz において準尖頭値	27.6dB μ V(32.4dB)
	8 005MHz において平均値	27 0dB u V(23.0dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下 133 387MHz において垂直偏波 26 5dB μ V/m (3 5dB)

230MHz を超え 1000MHz 以下 932 700MHz において垂直偏波 35 6dB μ V/m (1 4dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

(3) (2) で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

申請者が作成した試験成績表に、測定方法が「平成 18 年 10 月 4 日総務省告示第 520 号による」旨が明記されている。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められており、申請者が作成した設計書にも「本設備の操作に伴って 人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与える恐れがないような設計としてい る」旨が明記されている。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添3)(型式名:BL-PA300)

(1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.07014MHz から 28.0240MHz までであり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表(別表略)に定める値以下であること。
 - (一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	318 3kHz において準尖頭値	8.6dB μ A(21.2dB)
	318.3kHz において平均値	72dB μ A(12.6dB)
500kHz以上 2MHz以下	530 7kHz において準尖頭値	3.0dB μ A(23 0dB)
	530 7kHz において平均値	0.3dB μ A(15.7dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	14.7690MHz において準尖頭値	24 2dB μ A (5 8dB)
	14.7690MHz において平均値	14 6dB μ A (5 4dB)
15MHz以上30MHz以下	15.9913MHz において準尖頭値	17 1dB μ A (2.9dB)
	15 9913MHz において平均値	6 6dB μ A (3 4dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	318.8kHz において準尖頭値	34.2dB μ V (25.5dB)
	318.8kHz において平均値	32.9dB μ V(16.8dB)
500kHz以上 5MHz以下	748.1kHz において準尖頭値	29.4dB μ V (26.6dB)
	531 0kHz において平均値	27 3dB μ V (18 7dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	14 2773MHz において準尖頭値	20 6dB μ V (39.4dB)
	14 2773MHz において平均値	14.7dB // V (35.3dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下 199 392MHz において水平偏波 26 8dB μ V/m (3 2dB) 230MHz を超え 1000MHz 以下 398 799MHz において水平偏波 30 0dB μ V/m (7 0dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

(3)(2)で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

試験又は校正を行う能力に関する一般要求事項を規定した国際規格である ISO/IEC 17025 に適合していることを米国 NVLAP 等により認定された測定機関であるパナソニック C C テストラボ株式会社 E M C 技術センターで測定を行った試験成績書が型式指定申請書に添付されており、当該成績書に「電波法施行規則第四十六条の二 五 広帯域電力線搬送通信設備 総務省告示第五百二十号の測定方法により測定」した旨が明記されている。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない こと。

筐体に収められており、取扱説明書にも安全確保のための文言が明記されている。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。